

お知らせ

民生委員制度創設100周年

民生委員制度は、大正6年に岡山県で発足した「済世顧問制度」に始まり、今年で100周年を迎えます。済世顧問制度設置規定が大正6年5月12日に交付されたことにちなみ、5月12日を「民生委員・児童委員の日」としています。

また5月12日からの1週間を「民生委員・児童委員の日活動強化週間」と定め、民生委員・児童委員の活動をより多くの人に知ってもらうための活動を実施しています。

民生委員・児童委員とは 厚生労働大臣から委嘱を受けた特別職の公務員です。県内では、4152人の民生委員・児童委員がさまざまな活動を行っています

活動内容は 一人暮らしの高齢者や障害のある人の家を定期的に訪問す

る「見守り活動」をしたり、相談に応じて適切な福祉サービスを紹介したりしています。また「子育てサロン」などの交流の場を設けて子育てを支援しています。

普段の生活での困り事や心配事がある場合、高齢者など身近に心配な人がいる場合には、民生委員・児童委員にぜひ相談してください

※民生委員・児童委員は法律により、個人の秘密を守ることが義務付けられているので、相談内容などが漏れることはありません

※詳しくは、住所地の市役所・町村役場にお問い合わせください

その他 民生委員制度創設100周年を記念した大会を、10月13日(金)にヤマダグリーンドーム前橋(前橋市岩神町)で開催します。詳しくはお問い合わせください

問 県庁健康福祉課 (☎027・26・2518 FAX027・221・1121)、住所地の市役所・町村役場

知事コラム

八ツ場ダム定礎式
ダム建設の大きな節目となる、八ツ場ダムの定礎式が執り行われました。地元関係者をはじめ皆さんの尽力のたまものであり、大変うれしく思います。

八ツ場ダムは、洪水や濁水から首都圏を守る重要な社会資本です。また吾妻地域にとって、未来創生の鍵となる新たな地域資源です。

ダムの完成まで3年余りです。県では、地元の皆さんが安心して豊かに暮らせるよう、町や国と連携し、スピード感を持って、生活再建関連事業をしっかりと進めていきます。



八ツ場ダム定礎式(3月4日)で鎮定の儀を行う大澤正明知事(左)

またダム湖を中心とした観光誘客に向けて、戦略的な情報発信を行うなど、さまざまな施策にオール群馬で取り組んでいきます。

県庁県民ホールなどの天井耐震化工事

大規模地震発生時の安全確保のため、耐震補強工事を行います。

期間 5月上旬〜12月中旬(予定)
場所 県庁エントランスホール、県民ホール(南・北フロア)

その他 エントランスホール、県民ホール(南フロア)、県民ホール(北フロア)の順に実施します。またエントランスホールの工事中は、正面玄関から県庁に入れません。詳しくはお問い合わせください

問 県庁管財課 (☎027・226・2125 FAX027・223・5030)



県庁舎

児童扶養手当・特別児童扶養手当

【児童扶養手当】

父または母と生計を別にしていない子どもが育成される「ひとり親家庭」などの生活の安定と自立を支援するために支給されます。

対象 次の条件に該当する子どもを監護する母子家庭などの母、監護し、かつ生計を同じくする父子家庭などの父、父母に代わり養育している養育者

- ・父母が離婚している
- ・母が未婚である
- ・父または母が死亡している
- ・父または母が生死不明である
- ・父または母に重い障害がある
- ・父または母から1年以上遺棄されている
- ・父または母が1年以上拘禁されている

いる
・父または母がDV保護命令を受けた
月額手当額 9980円〜4万2290円

※所得に応じて異なります
※第2子は5千円〜9990円、第3子以降は3千円〜5990円が1人につき加算されます

支給期間 子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
※一定の障害がある場合は、20歳の誕生日の前日まで

【特別児童扶養手当】

身体などに障害のある20歳未満の子どもの福祉の増進を図るために支給されます。

対象 心身に一定の障害のある20歳未満の子どもを監護する父母または養育者

※障害の程度など、詳しくはお問い合わせください

- 月額手当額**
- ・1級 5万1450円
 - ・2級 3万4270円

【共通事項】

申請方法 所定の申請用紙
申請期間 随時

その他 所得が一定額を超えた場合は支給が停止されます。また届け出義務や資格喪失要件などがあります。詳しくはお問い合わせください

申請用紙配布場所 問 住所地の市役所・町村役場

ご利用ください

不動産鑑定士による土地価格などの無料相談会

期日 6月1日(木)
時間 午後1時30分〜3時30分
会場 県住宅公社ビル(前橋市紅雲町)
内容 不動産の価値や売買、活用、税金などに関する悩みやトラブルに

対して、不動産鑑定士が無料で相談に応じます
申し込み方法 当日、直接会場にお越しください

問 県不動産鑑定士協会 (☎027・243・3077 FAX027・243・3071)、県庁地域政策課 (☎027・226・2366 FAX027・243・3110)

啓発資料「LGBTってなに？」

LGBTなどの性的少数者への理解を深め、誰もが互いに多様性を認め合える社会づくりを目指し、啓発資料を作成しました。

本書では、LGBTなどの性的少数者に関する基礎知識や性的少数者が直面している問題、今日からできる配慮に関する情報、よくある誤解についてQ&A形式で掲載しています。

規格 A4判 8ページ フルカラー
配布場所 県庁県民センター、県庁政務課事務所、県保健福祉事務所、市役所・町村役場

※県ホームページ (<http://www.pref-gunma.jp/04/c2200227.html>) からご覧いただけます

問 県庁人権男女・多文化共生課 (☎027・226・2906 FAX027・220・4424)

ぐんま総合情報センター「ぐんまちゃん家」チャレンジャーへの出品

ぐんま総合情報センター「ぐんまちゃん家」では、物産販売コーナーで新たに商品販売を希望する企業向けに「チャレンジャー」を設置しています。

「チャレンジャー」に出品された商品は、チラシやホームページ、フェイスブックなどでPRする他、期間中の売り上げデータや来店者・店舗スタッフから寄せられた意見を

フィードバックします。また売り上げの状況などに応じて常時販売に移行します。

利用期間 1回当たり1カ月
※1企業当たり年1回まで

対象 次の全てに該当する企業
・県内に本社・事業所などがある
・県内の物産振興協会、商工会、観光協会、関係組合のいずれかに加盟しているか、県または市町村の推薦がある

出品数 1回当たり2品まで
販売手数料 売上金額の20%

申込期間 随時
申し込み方法 所定の申込用紙
申込用紙配布場所 県観光物産国際協会(前橋市大手町)

申 問 県観光物産国際協会 (☎027・223・5800 FAX027・243・7275)



「ぐんまちゃん家」の物産販売コーナー

試験

県職員採用I類・II類試験、選考考査

第1次試験日 6月25日(日)